

## 平成 27 年度特定再資源化預託金等の出えんについて(案)

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 98 条第 1 項の規定に基づき、資金管理法人は、その管理する再資源化預託金等のうちに特定再資源化預託金等があるときは、主務大臣の承認を受けて、当該特定再資源化預託金等を、その資金管理業務の実施に要する費用に充て、又は指定再資源化機関に対し離島対策支援事業等に要する費用として、若しくは情報管理センターに対し情報管理業務に要する費用として出えんできることとなっている。

平成 27 年度においては、離島対策等支援事業に要する費用として特定再資源化預託金等を指定再資源化機関に対し、132 百万円の出えんを行う。(詳細は資料 3-5 及び資料 3-6 を参照) 本出えん計画については、平成 27 年 2 月開催の資金管理業務諮問委員会の審議及び同年 3 月開催の理事会の議決を受けた後、経済産業大臣及び環境大臣に対して承認申請を行う。

なお、出えんの原資となる特定再資源化預託金等の平成 27 年 1 月末における残高は、10,478 百万円である(別紙参照)。

以上